

議案第18号

八幡浜市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について  
標記条例を次のように制定する。

令和3年2月24日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例

八幡浜市立学校体育施設使用料条例（平成17年条例第111号）の一部を  
次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄  
に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表				別表			
夜間照明施設使用料				夜間照明施設使用料			
設置場所		使用料（円）		設置場所		使用料（円）	
（略）				（略）			
八幡浜市立日土小学校		950		八幡浜市立日土小学校		950	
八幡浜市立真穴小学校		1,250		八幡浜市立真穴小学校		1,250	
（略）				（略）			
八幡浜市立松柏中学校		2,100		八幡浜市立松柏中学校		2,100	
八幡浜市立真穴中学校		1,250		八幡浜市立真穴中学校		1,250	
（略）				（略）			
体育館照明施設使用料				体育館照明施設使用料			
施設名	使用区分	2時間 以内の額 （円）	1時間超 過ごとの 加算額 （円）	施設名	使用区分	2時間 以内の額 （円）	1時間超 過ごとの 加算額 （円）
（略）				（略）			
八幡浜市立 日土小学校	全面	950	470	八幡浜市立 日土小学校	全面	950	470
八幡浜市立 真穴小学校	全面	580	240	八幡浜市立 真穴小学校	全面	580	240
（略）				（略）			
八幡浜市立 松柏中学校	全面	370	180	八幡浜市立 松柏中学校	全面	370	180
八幡浜市立 真穴中学校	全面	580	240	八幡浜市立 真穴中学校	全面	580	240
（略）				（略）			
※ （略）				※ （略）			

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市立学校体育施設使用料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

### 提案理由

令和3年4月1日から、真穴中学校を八代中学校に統合することに伴い、所要の改正を行うため。